



第 113 回

定時株主総会 招集ご通知



議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォンからQRコード^{*}を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

証券コード：9017

新潟交通株式会社

開催日時

2026年6月25日（木）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

新潟市中央区万代一丁目3番30号
万代シルバーホテル5階 万代の間

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

目次

ごあいさつ	2
-------------	---

招集ご通知

第113回定時株主総会招集ご通知	3
------------------------	---

議決権行使についてのご案内	5
---------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	7
---------------------	---

第2号議案 取締役1名選任の件	8
-----------------------	---

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	9
------------------------	---

2. 会社の株式に関する事項	19
----------------------	----

3. 会社の新株予約権等に関する事項	19
--------------------------	----

4. 会社役員に関する事項	20
---------------------	----

5. 会計監査人の状況	23
-------------------	----

6. 当社の財務および事業の方針の決定を 支配する者の在り方に関する基本方針	24
---	----

連結計算書類	25
--------------	----

計算書類	27
------------	----

監査報告	29
------------	----

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第113回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

さて、第7次中期経営計画の最終年である2025年度において当社グループは、「新たな事業環境への対応・進化」を経営方針として、グループ一丸となって業務に取り組んだ結果、当期は計画利益を上回り、業績面で順調な結果を残すことができました。

一方で、世界情勢は依然として不安定な状況が続いており、エネルギー価格の変動や物流面への影響等、先行き不透明な環境が見込まれております。このような経営環境のもと、これまで築いてまいりました地域社会との信頼関係を基盤とし、グループの総合力を最大限に発揮することで、各事業の着実な推進に努めてまいります。

2026年度の経営方針は、「新しい経済環境への対応」といたしました。目まぐるしく変化する経営環境に的確に対応しながら、長期的視点に立った事業基盤の更なる強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、これからもなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年6月



代表取締役社長
星野 佳人

株主各位

証券コード 9017
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日
新潟市中央区万代一丁目6番1号

新潟交通株式会社

代表取締役社長 **星野 佳人**

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.niigata-kotsu.co.jp>



（上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「新潟交通」または「コード」に当社証券コード「9017」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日の出席に代えて、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

株主総会

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時 受付開始 午前9時
2 場 所	新潟市中央区万代一丁目3番30号 万代シルバーホテル5階 万代の間（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第113期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第113期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	5ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

1. 事業報告の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

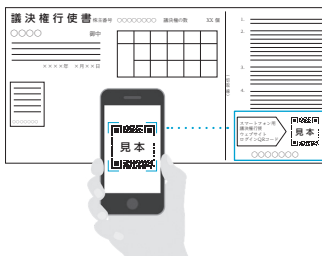
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役または会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

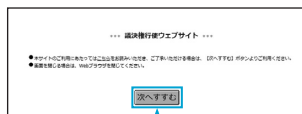
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

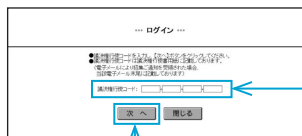
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

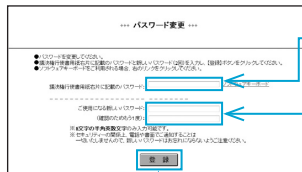
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 10円 総額 38,409,810円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

新任	所有する当社の株式数
とみかわ ひろき 富川 裕樹 (1970年5月1日生)	300株

略歴、当社における地位および担当

1993年4月 当社入社
 2023年4月 当社内部監査室長
 2026年4月 当社総務部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、航空部門の他、経理部門および内部監査室で経験と実績を重ね、2026年4月より、総務部長を務めております。豊富な知識と幅広い知見を有し、取締役会の業務執行決定機能および監督機能にかかる実効性の確保や向上が期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

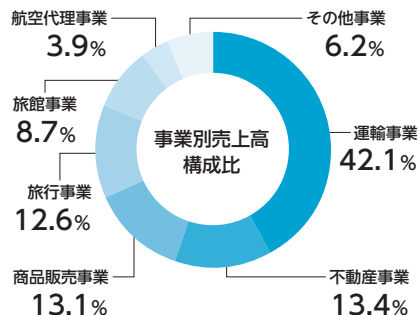
- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- 候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 | 企業集団の現況に関する事項

	第113期 (2026年3月期)	前期比
売上高	203億31百万円	1.7%増
営業利益	22億37百万円	11.0%増
経常利益	17億69百万円	9.8%増
親会社株主に帰属する当期純利益	11億48百万円	5.7%増



(1) 経営成績に関する分析

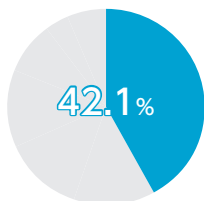
当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇の継続に加え、米国の政策動向を巡る不確実性や中東情勢の緊迫化等に伴う資源価格の変動も懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした事業環境の中、当社グループは全社を挙げて営業活動を積極的に展開し、事業基盤の強化に努めてまいりました。

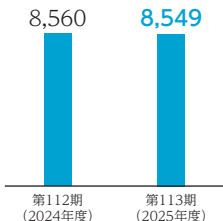
当連結会計年度の売上高は20,331百万円（前期比1.7%増）、営業利益は2,237百万円（前期比11.0%増）、経常利益は1,769百万円（前期比9.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,148百万円（前期比5.7%増）となりました。

セグメント別の業績の概況は、次のとおりとなります。
運輸事業

売上高構成比



売上高 (単位:百万円)



一般乗合バス部門では、当社スマホアプリ「りゅーとLink」を使用した「アプリでバス無料デー」への参画や、「未来に向けたバス利用促進事業」等行政と連携した施策を実施し、需要喚起に取り組みました。併せて、「こどもデザインラッピングバスコンテスト」、「万代シテイバスまつり2025」、初開催の「お宝発掘ツアー2025」等、バスへの関心を高めるイベントを実施しました。さらに、中山間地における2025年6月のコミュニティバス新路線開設や、10月の佐渡島内での運賃改定により、一般乗合旅客運賃収入は前期比で増収となりました。一方、下越地区中山間地での路線バス運行終了に伴う補助金の減少により、一般乗合バス部門全体では前期比で減収となりました。また、限られた運転士で運行体制を維持するため、利用状況等を踏まえたダイヤ改正を3回実施しました。

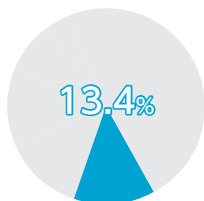
高速バス部門では、都市間高速バス「東京＝長岡・新潟線」において運行開始40周年特別企画を実施したほか、県内高速路線バス（ときライナー）において運行事業者5社と共同で企画乗車券「ぐるっと1DAYパス（土・日祝日限定）」を発売する等、利用促進に努めました。これらの取り組みにより、高速バス部門全体では前期比で増収となりました。

貸切バス部門では、旅行会社からのバスツアーの受注増加等により、前期比で増収となりました。

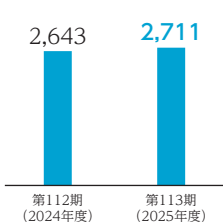
この結果、運輸事業の売上高は8,549百万円（前期比0.1%減）となりました。

不動産事業

売上高構成比



売上高 (単位:百万円)

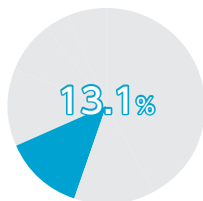


不動産事業では、万代シテイパークや万代シテイ通りにおいて週末を中心に集客や街区の価値を高めるイベントを開催したほか、当社が運営管理するビルボードプレイスにおいて各種販売促進キャンペーンを実施しました。併せて、バスセンタービルやビルボードプレイスビルに飲食店等の新店舗6店を誘致する等、来街客増加に努めた結果、歩合賃料の増加等により賃貸収入は前期比増収となりました。加えて、当社が運営管理する駐車場においても、来街客の増加及び月極契約者の増加に努めた結果、駐車場収入は前期比増収となりました。

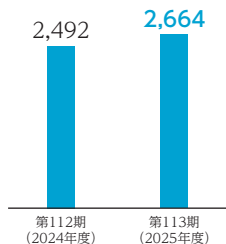
この結果、不動産事業の売上高は2,711百万円（前期比2.6%増）となりました。

商品販売事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)



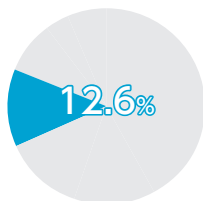
商品販売事業では、土産卸販売部門において、春秋の行楽シーズンや夏季、年末年始といった需要期を中心に土産需要が堅調に推移し、新潟空港、新潟駅、高速サービスエリア及び佐渡市内等県内各地の納品先向け土産品卸販売が伸長したことから、前期比増収となりました。

土産小売部門では、2025年8月からの既存店舗の増床効果等により、前期比増収となりました。

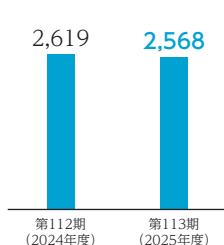
この結果、商品販売事業の売上高は2,664百万円（前期比6.9%増）となりました。

旅行事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

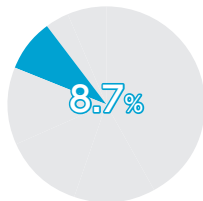


旅行事業では、募集型企画旅行において、バスや列車及びチャーター便を利用した多泊コースの商品や海外旅行商品の販売が順調に推移し、前期比増収となりました。一方、受注型企画旅行においては、中学校や高校の修学旅行に加え、一般団体や行政関係の研修旅行等の受注数が伸び悩み、前期比減収となりました。

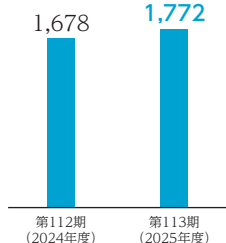
この結果、旅行事業の売上高は2,568百万円（前期比1.9%減）となりました。

旅館事業

売上高構成比



売上高 (単位: 百万円)

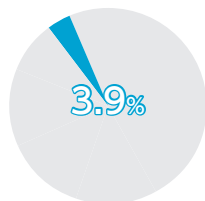


旅館事業では、新潟市内の「万代シルバーホテル」において前年度の大口団体客減少の影響があったものの、佐渡市内の「国際佐渡観光ホテル八幡館」において募集型企画旅行による宿泊客数が増加したこと等により、宿泊収入は前期比増収となりました。また、「万代シルバーホテル」では館内飲食店の価格改定も寄与し、料飲収入は前期比増収となりました。

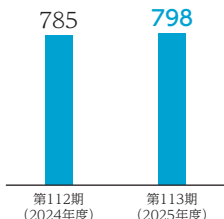
この結果、旅館事業の売上高は、1,772百万円（前期比5.6%増）となりました。

航空代理事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

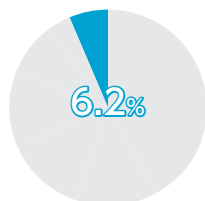


航空代理事業では、航空会社との空港ハンドリング業務における契約内容の変更により受託手数料が増加しました。

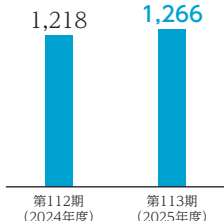
この結果、航空代理事業の売上高は798百万円（前期比1.7%増）となりました。

その他事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



広告代理業では、テレビ・新聞広告や万代地区を中心とするデジタルサイネージ等の一般広告収入が堅調に推移し、前期比増収となりました。

清掃・設備・環境業では、清掃部門の値上げや佐渡島内の廃棄物処理受託業務に関する長期包括契約の更新等により、前期比増収となりました。

この結果、その他事業全体の売上高は1,266百万円（前期比3.9%増）となりました。

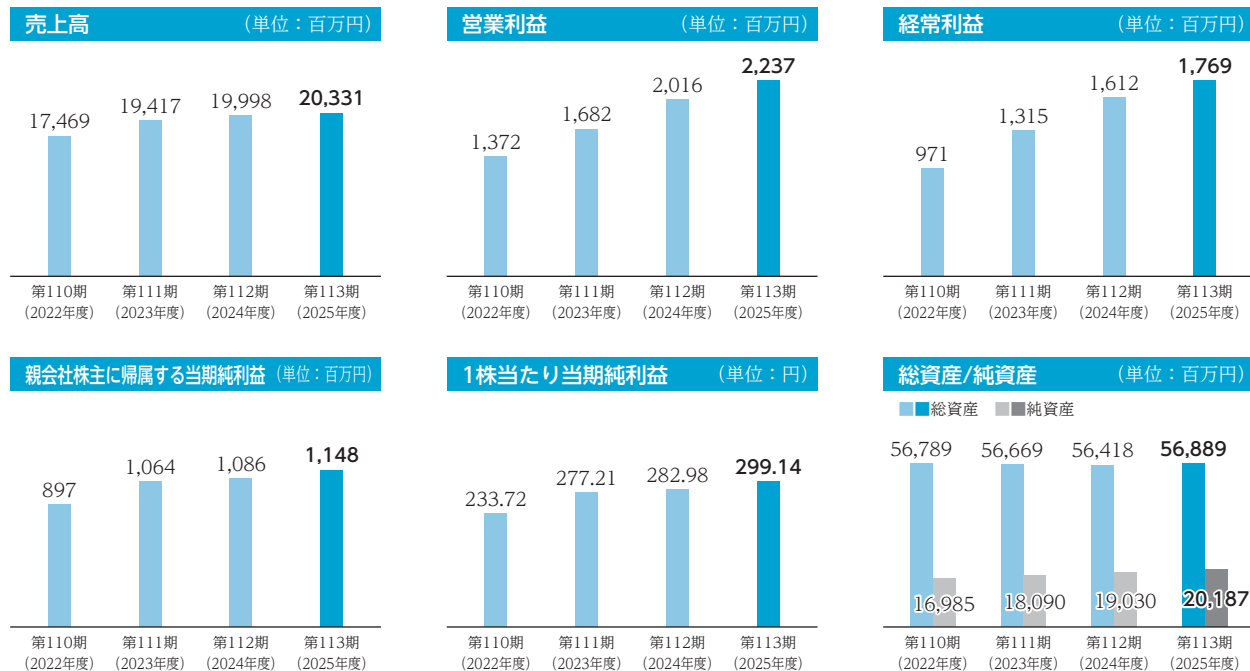
(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,766百万円となりました。その主な内容は、運輸事業の乗合バス車両の更新や不動産事業の設備更新等です。

(4) 財産および損益の状況の推移



(連結)

区分		第110期 (2022年度)	第111期 (2023年度)	第112期 (2024年度)	第113期 (当期) (2025年度)
売上高	(百万円)	17,469	19,417	19,998	20,331
営業利益	(百万円)	1,372	1,682	2,016	2,237
経常利益	(百万円)	971	1,315	1,612	1,769
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	897	1,064	1,086	1,148
1株当たり当期純利益	(円)	233.72	277.21	282.98	299.14
総資産	(百万円)	56,789	56,669	56,418	56,889
純資産	(百万円)	16,985	18,090	19,030	20,187

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
新潟交通観光バス株式会社	75	100.0	旅客自動車運送業
新潟交通商事株式会社	30	100.0	観光土産品卸売業
株式会社シルバーホテル	75	100.0	ホテル業
新潟航空サービス株式会社	50	100.0	航空代理業
新潟交友事業株式会社	10	100.0	清掃・ビル管理業
株式会社新交企画	40	100.0	広告代理業
新潟交通佐渡株式会社	77	99.0	旅客自動車運送業

(注) 当社の子会社は上記の重要な子会社を含め9社であり、持分法適用会社は1社であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、物価上昇が継続する中、エネルギー価格の動向や中東情勢の緊迫化等を背景に、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

こうした事業環境の中、当社グループでは2026年度の経営方針を「新しい経済環境への対応」と定め、変化に迅速かつ柔軟に対応した営業活動を展開してまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりとなります。

基幹事業である運輸事業では、お客様に安心してご利用いただけるよう、引き続き安全運行を最優先とする取り組みを継続してまいります。

一般乗合バス部門では、運転士確保を重要課題と位置付け、運転体験会の開催や各種媒体を活用した採用活動や定着施策を推進し、安定的な人材確保を目指してまいります。併せて、日々の運行データを活用し、ご利用状況及び運転士の確保状況に応じたダイヤ編成を進めてまいります。路線・運賃体系ならびに利便性向上サービスの見直しや需要の掘り起こしとともに、アプリを接点とした属性・志向データの利活用、バス移動データの付加価値向上に取り組み、新たな収入源の創出についても検討してまいります。また、地域と連携した情報発信等により、利用促進を図ってまいります。安全輸送については、車両更新、運輸安全マネジメントの推進及び安全教育の強化により、安全性の更なる向上に取り組んでまいります。

高速バス部門では、共同運行会社と連携し、需要変動に応じた運行体制の整備を進め、運賃施策・販促活動を通じて利用者の拡大と収支向上を目指してまいります。

貸切バス部門では、運転士の確保を進め、旅行事業との連携強化を通じて受注拡大と稼働率向上を図るとともに、安全・安心・快適な輸送サービスの提供に取り組んでまいります。

不動産事業では、万代シテイのさらなる発展に向けて、新たな視点と知見の導入が重要であるとの判断のもと、当社が保有する「BP2」の土地及び建物を2026年6月1日付で譲渡いたしました。

今後も、テナントリーシングによる空床区画の解消、集客を高める販売促進施策やイベントを継続的に実行し、来街動機の創出とリピート率の向上を図るほか、新潟駅や周辺の商業施設及び行政との連携を図り、「にいがた2km」の回遊性向上にも努めてまいります。さらに、ビルボードプレイス開業30周年を機に周年施策を展開し、認知向上と来館促進を図ることで中長期的なファン獲得とブランド価値向上に繋げてまいります。加えて、計画的な設備更新により、快適性・安全性の確保と維持管理コストの最適化を図ることで、万代シテイの価値向上と事業の安定化に努めてまいります。

商品販売事業では、新潟県の特産品を活用したオリジナル商品の開発に取り組んでまいります。また、トレンドや市場動向に基づく営業に加え、大手スーパー向けの納品ルートも活用して、新規顧客を開拓し、販路拡大と収益拡大を図ってまいります。併せて、新規直営小売店の開設についても検討を進めてまいります。

旅行事業では、募集型企画旅行「くれよん」において、日帰りバスツアーや高付加価値商品の拡充、着地型観光の推進等、市場トレンドに即した柔軟な商品造成を進め、ウェブ販売の強化により顧客層の拡大を図ってまいります。受注型企画旅行では、私立高校の修学旅行獲得に加え、「学び」を切り口とした修学旅行や職場体験研修パッケージを提案し、販売促進に取り組んでまいります。今後も、お客様のニーズに応じた魅力ある旅行商品の造成を通じて、収益拡大を図ってまいります。

旅館事業では、「万代シルバーホテル」において宿泊客室等のリフォームを実施し、サービス品質の向上を図るとともに、組織力と万代地区の高い利便性を生かした営業展開により、宿泊客数の増加を目指してまいります。「国際佐渡観光ホテル八幡館」においては、ベストレート保証を活用して公式ホームページからの予約を促進し、さらに団体・インバウンド客の獲得にも取り組んでまいります。各施設の取り組みを着実に推進し、事業全体の収益拡大を図ってまいります。

航空代理事業ならびに清掃・設備・環境業、広告代理業につきましても、お客様のニーズに応じたサービスの提供と環境変化を的確に捉えた機動的な営業を進めてまいります。併せて、業務の効率化と収益性の向上に取り組むことで、収益拡大を図ってまいります。

資源・エネルギー価格の変動による物価上昇や運転士不足等により、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が見込まれます。このような環境下においても、取引先及び地域社会との連携を深め、安定したサービス提供体制の維持・強化に取り組むとともに、安全・信頼の確保を最優先に、事業基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

(連結)

事業	事業の内容 (取扱品目)
運輸事業	旅客自動車運送 (定期バス、高速バス、貸切バス)、タクシー
不動産事業	不動産賃貸、不動産売買
商品販売事業	物品等販売 (お土産、ギフト) 食品等販売 (食料品、菓子類、酒類、日用雑貨等)、保険代理店
旅行事業	旅行企画・実施、案内、斡旋等
旅館事業	ホテル・旅館
航空代理事業	航空旅客・貨物取扱、航空券販売等
その他事業	広告代理 (各種広告、イベント企画・立案・実施)、清掃・ビル管理等

(8) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	新潟市中央区万代一丁目6番1号
営業所等	入船営業所、新潟南部営業所、新潟東部営業所、新潟北部営業所、新潟西部営業所、内野営業所 (新潟市) くれよん万代 (新潟市)

② 子会社

運輸事業	新潟交通観光バス株式会社 (新潟市) 新潟交通佐渡株式会社 (佐渡市)
商品販売事業	新潟交通商事株式会社 (新潟市) 有限会社新潟マルオカ (新潟市)
旅館事業	株式会社シルバーホテル (新潟市) 国際佐渡観光ホテル株式会社 (佐渡市)
航空代理事業	新潟航空サービス株式会社 (新潟市)
その他事業	株式会社新交企画 (新潟市) 新潟交友事業株式会社 (新潟市)

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

(連結)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,174名	△31名

(注) 上記の他、臨時従業員等552名（前期は553名）が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

(個別)

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	472名	△22名	49.7歳	15.9年
女性	79名	5名	40.8歳	14.1年
合計	551名	△17名	48.4歳	15.6年

(注) 1. 上記人員は、当社に在籍する正社員・再雇用社員・試用者の合計人数548名（前期は563名）に受入出向者3名（前期は5名）を加えた人数であります。

2. 在籍出向者24名（前期は26名）は除いております。

3. 上記の他、臨時従業員等102名（前期は105名）が在籍しております。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

(連結)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社第四北越銀行	12,170
株式会社みずほ銀行	5,445
株式会社日本政策投資銀行	2,066
株式会社日本政策金融公庫	868
新潟県信用農業協同組合連合会	544

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
(2) 発行済株式の総数 3,864,000株 (うち、自己株式23,019株)
(3) 株主数 2,843名
(4) 大株主の状況

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
株式会社第四北越銀行	1,749	4.55
株式会社ブリヂストン	1,638	4.27
いすゞ自動車株式会社	1,550	4.04
太平興業株式会社	1,332	3.47
株式会社みずほ銀行	1,050	2.73
三菱ふそうトラック・バス株式会社	1,035	2.69
清水建設株式会社	1,000	2.60
損害保険ジャパン株式会社	972	2.53
三井住友海上火災保険株式会社	805	2.10
新潟いすゞ自動車株式会社	767	2.00

(注) 持株比率は自己株式 (230百株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 | 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	星野 佳人	
代表取締役常務	古川 公一	乗合バス部
常務取締役	長沼 哲男	総務部、経理部
取締役	高井 俊幸	事業部
取締役	竹内 正喜	経営管理室
取締役	今井 敦	旅行部
取締役	馬場 伸行	コニカミノルタNC株式会社 会長
取締役	三部 正歳	りゅうと法律税務会計事務所 所長 一正蒲鉾株式会社 社外取締役
常勤監査役	大沼 公成	
監査役	八木 慶太	税理士 (税理士法人八木税務経理事務所 代表社員)
監査役	大塩 和弘	

- (注) 1. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 (常勤) 大沼公成氏および監査役 八木慶太氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 (常勤) 大沼公成氏は、金融機関における長年の経験と会社経営に関する経験があり、財務、会計および法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 八木慶太氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 大塩和弘氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏ならびに監査役 八木慶太氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(個別)

区分	人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役	8	84
(うち社外取締役)	(2)	(3)
監査役	3	15
(うち社外監査役)	(2)	(13)
合計	11	100

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1982年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額120万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。第69回定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、1982年6月30日開催の第69回定時株主総会において月額200万円以内と決議いただいております。第69回定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
3. 上記の金額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額170万円が含まれております。
4. 取締役会は、代表取締役社長 星野佳人に対し各取締役の個人別の基本報酬額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長の決定が適していると判断したためであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役 馬場伸行氏および三部正歳氏、監査役 大沼公成氏、八木慶太氏、大塩和弘氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日の取締役会において、取締役の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退職時に支給する退職慰労金とする。

固定報酬は、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。また、報酬総額は、株主総会で決定した報酬総額の限度内とする。

退職慰労金は、役位、在職期間に応じて当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 馬場伸行氏は、コニカミノルタNC株式会社の会長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 三部正歳氏は、りゅうと法律税務会計事務所の所長および一正蒲鉾株式会社の社外取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 八木慶太氏は、税理士法人八木税務経理事務所の代表社員であります。
当社と同氏との間には顧問税理士契約があります。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	馬場 伸行	同氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき経営の監督と経営全般への助言を行うなど、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席しました。
取締役	三部 正歳	同氏は、社外取締役に就任以降、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき適宜助言を行うなど、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席しました。
監査役	大沼 公成	同氏は、取締役会において、常勤監査役として、意思決定の妥当・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の報告をするとともに、他の監査役に意見を求めるなど、監査役会の議長として活動しております。 当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、また、監査役会14回中14回出席しました。
監査役	八木 慶太	同氏は、税理士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会、監査役会において、当社の経理・税務についての発言を行うとともに、社外の立場から意見を述べております。 当事業年度開催の取締役会17回中16回出席し、また、監査役会14回中13回出席しました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 高志監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 (連結)

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為等、職務の執行に支障をきたした場合、または、監査の適正性をより高めるため会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、株主総会に付議する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出致します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 | 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 |

該当事項はありません。

※備考 この事業報告に記載の金額、株式数は、表示単位未満を切り捨ててあります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,006,202
現金及び預金	2,617,679
受取手形及び売掛金	1,535,891
商品及び製品	243,585
原材料及び貯蔵品	126,570
その他	485,714
貸倒引当金	△3,238
固定資産	51,883,772
有形固定資産	50,155,374
建物及び構築物	11,398,305
機械装置及び運搬具	841,136
工具器具備品	297,968
土地	36,670,884
リース資産	908,878
建設仮勘定	38,200
無形固定資産	309,934
施設利用権	22,094
リース資産	17,742
ソフトウェア仮勘定	28,155
のれん	2,300
その他	239,642
投資その他の資産	1,418,464
投資有価証券	188,983
長期貸付金	481
退職給付に係る資産	64,974
繰延税金資産	695,199
その他	487,817
貸倒引当金	△18,991
資産合計	56,889,975

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,253,741
買掛金	878,302
短期借入金	8,046,916
リース債務	220,110
未払金	697,719
未払法人税等	371,415
未払消費税等	162,385
預り金	730,837
契約負債	1,361,591
賞与引当金	418,628
資産除去債務	15,982
その他	349,851
固定負債	23,448,275
社債	2,000,000
長期借入金	14,471,024
リース債務	792,185
再評価に係る繰延税金負債	4,119,929
役員退職慰労引当金	295,724
退職給付に係る負債	265,730
長期預り金	1,503,681
負債合計	36,702,016
純資産の部	
株主資本	12,064,573
資本金	4,220,800
資本剰余金	2,946,600
利益剰余金	4,937,352
自己株式	△40,180
その他の包括利益累計額	8,123,385
その他有価証券評価差額金	13,282
土地再評価差額金	8,065,726
退職給付に係る調整累計額	44,376
純資産合計	20,187,959
負債及び純資産合計	56,889,975

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	20,331,972
売上原価	13,576,793
売上総利益	6,755,178
販売費及び一般管理費	4,517,352
営業利益	2,237,825
営業外収益	73,371
受取利息及び配当金	48,870
持分法による投資利益	1,596
受取保険金	4,883
その他	18,021
営業外費用	541,750
支払利息	427,860
資金調達費用	28,000
社債発行費	62,136
その他	23,753
経常利益	1,769,446
特別利益	59,118
固定資産売却益	6,674
補助金収入	49,239
その他	3,205
特別損失	151,292
固定資産除売却損	78,164
固定資産圧縮損	6,265
減損損失	65,699
その他	1,162
税金等調整前当期純利益	1,677,273
法人税・住民税及び事業税	556,604
法人税等調整額	△28,326
当期純利益	1,148,994
親会社株主に帰属する当期純利益	1,148,994

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(個別)
(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,180,436
現金及び預金	785,397
売掛金	915,823
商品	4,095
分譲土地建物	158
貯蔵品	43,508
未収入金	197,848
未収収益	989
前払費用	69,384
その他	165,432
貸倒引当金	△2,203
固定資産	50,468,058
有形固定資産	48,407,209
建物	9,855,140
構築物	745,590
機械装置	120,476
車両	330,667
工具器具備品	184,579
土地	36,560,673
リース資産	594,447
建設仮勘定	15,634
無形固定資産	263,259
借地権	122,214
ソフトウェア	101,234
ソフトウェア仮勘定	28,155
その他	11,655
投資その他の資産	1,797,589
投資有価証券	168,783
関係会社株式	428,310
長期貸付金	571,161
繰延税金資産	383,517
その他	252,549
貸倒引当金	△6,732
資産合計	52,648,494

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,915,304
買掛金	437,784
短期借入金	8,419,504
リース債務	134,890
未払金	1,192,771
未払費用	109,140
未払法人税等	203,698
未払事業所税	4,949
未払消費税等	63,658
預り金	683,307
前受収益	87,303
契約負債	1,347,189
賞与引当金	215,697
資産除去債務	15,409
固定負債	22,043,945
社債	2,000,000
長期借入金	13,634,565
リース債務	516,370
再評価に係る繰延税金負債	4,119,929
退職給付引当金	128,542
役員退職慰労引当金	142,266
長期預り金	1,502,271
負債合計	34,959,249
純資産の部	
株主資本	9,610,235
資本金	4,220,800
資本剰余金	2,946,600
資本準備金	2,872,932
その他資本剰余金	73,668
利益剰余金	2,483,014
その他利益剰余金	2,483,014
繰越利益剰余金	2,483,014
自己株式	△40,180
評価・換算差額等	8,079,008
その他有価証券評価差額金	13,282
土地再評価差額金	8,065,726
純資産合計	17,689,244
負債及び純資産合計	52,648,494

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(個別)
(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,190,741
旅客自動車運送事業収益	5,840,557
兼業事業収益	6,350,183
売上原価	8,442,832
旅客自動車運送事業運送費	4,916,023
兼業事業売上原価	3,526,809
売上総利益	3,747,908
販売費及び一般管理費	2,286,319
営業利益	1,461,589
営業外収益	65,851
受取利息及び配当金	56,747
その他	9,104
営業外費用	532,079
支払利息	421,722
その他	110,356
経常利益	995,361
特別利益	23,653
固定資産売却益	274
補助金収入	23,378
特別損失	139,346
固定資産除売却損	72,483
減損損失	65,699
その他	1,162
税引前当期純利益	879,667
法人税・住民税及び事業税	285,481
法人税等調整額	△16,278
当期純利益	610,464

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

新潟交通株式会社
取締役会 御中

高志監査法人
新潟県新潟市
指 定 社 員 公認会計士 五十嵐 隆敏
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 高橋 聡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新潟交通株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新潟交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

新潟交通株式会社
取締役会 御中

高志監査法人

新潟県新潟市

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 五十嵐 隆敏

公認会計士 高橋 聡

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新潟交通株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

新潟交通株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

社外監査役

監査役

大沼公成 ㊞

八木慶太 ㊞

大塩和弘 ㊞

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

万代シルバーホテル5階 万代の間
新潟市中央区万代一丁目3番30号



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。